町税等は納期限までに納めましょう

問合せ 税務課 管理担当 **☎**0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住みよいまちづくりを行っています。町県民税や固 定資産税などの町税は、皆さんの生活に関わりの深い行政サービスのために欠かすことのできない貴重な 財源です。納め忘れのないよう、早めの納付をお願いします。

なお、病気や失業などやむを得ない事情により納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます

納税者の皆さんにコンビニエンスストアでも納めることができる納付書を郵送しています。 また、スマートフォン決済アプリ(スマホ決済)での納付も可能です。

【ご利用可能なスマホ決済サービス】

au PAY、FamiPay、PayB、PayPay、LINE Pay、楽天銀行コンビニ支払サービス

納めることができるのは、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料です。介護保険料は納めることができませんので、役場や金融機関等での納付をお願いします。

【注意事項】

- ●1件あたり30万円以上の納付書はコンビニエンスストアでは使用できません。
- ●スマホ決済での支払い上限額は各アプリの規定により異なります。
- ●納期限までに納付が無い場合には滞納になり、延滞金がかかる場合があります。
- ●詳しくは、町ホームページをご覧ください。



毎月第2日曜日の午前中に納税相談窓口を開設

平日開庁時間内に来庁できない方のために、毎月第2日曜日の午前8時30分から正午まで納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

町税等の納付は口座振替を

町税等の納付は納め忘れのない口座振替が便利です。一度口座振替の申込みをすると、自動的に口座から 町税等が振り替えられ、毎年継続される便利な制度です。

税務課窓口等で配布する預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書に必要事項を記入のうえ、税務課または金融機関の窓口でお申込みください。

令和4年度町税等納期限一覧

第1期	6月30日	
第2期	8月31日	
第3期	10月31日	
第4期	1月31日	
第1期	5月31日	
第2期	8月1日	
第3期	9月30日	
第4期	11月30日	
全 期	5月31日	
	第2期 第3期 第4期 第1期 第2期 第3期 第4期	

	第1期	8月1日
国民健康	第2期	8月31日
保険税	第3期	9月30日
介護保険料	第4期	10月31日
汀 遗休	第5期	11月30日
後期高齢者	第6期	1月4日
医療保険料	第7期	1月31日
	第8期	2月28日

令和4年度児童手当制度改正のお知らせ

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 **☎**0495-77-2112 FAX0495-77-2117

改正1 特例給付の支給に所得上限限度額が設けられます

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下表の【②所得上限限度額】以上の場合、児童 手当等は支給されなくなります(=資格消滅となります)。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が【②所得上限限度額】を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

児童手当支給額

- ●下表の【①所得制限限度額】以上【②所得上限限度額】未満の場合
- ➡年齢を問わず、児童1人当たり月額一律5,000円(特例給付)
- ●下表の【②所得上限限度額】以上の場合
- ➡年齢を問わず、0円(資格消滅となります)
- ●下表の【①所得制限限度額】未満の場合
- ➡児童が3歳未満:月額15,000円

児童が3歳以上小学校修了前:月額10,000円※第三子以降は月額15,000円

中学生:月額10,000円

	【①所得制限限度額】		【②所得上限限度額】	
扶養親族等の数	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

改正2 現況届の提出が原則「不要」になります(一部の受給者を除く)

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一など)を満たしているかどうかを確認するものです。

神川町では、受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則「不要」とします。

ただし、下記のいずれかに該当する方は、引き続き現況届の提出が必要です。該当する方へ6月に現況届を送付しますので、期日までに提出ください。期日までの提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

現況届の提出が必要な方

- ●配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が神川町と異なる方
- ●戸籍がない児童(無戸籍児童)を養育する方
- ●離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ●未成年後見人、施設等の受給者の方
- ●その他、神川町から提出の案内があった方

9 KAMIKAWA 6月号 8